

平成17年第1回教育委員会臨時会記録

平成17年2月1日(火)

杉並区教育委員会

教育委員会臨時会記録

日 時 平成17年2月1日(火) 午前10時00分～午前11時14分
場 所 教育委員会室

出席委員 委員長 丸 田 頼 一 委員 長 安 本 ゆ み
職務代理者
委員 宮 坂 公 夫 委 員 大 藏 雄之助
教育長 納 富 善 朗

欠席委員 (なし)

出席説明員 事務局次長 佐 藤 博 継
学校適正配置担当部長 上 原 和 義 庶務課長 和 田 義 広
学校運営課長 馬 場 誠 一 学務課長 井 口 順 司
学校適正配置担当課長 吉 田 順 之 指導室長 松 岡 敬 明
施設課長
社会教育長 武 笠 茂 中央図書館長 倉 田 征 壽
スポーツ課長
中央図書館次長 清 水 文 男

事務局職員 庶務係長 小 今 井 七 洋 法規担当係長 石 井 康 宏
担当書記 佐 藤 守

傍聴者数 0 名

会議に付した事件

(議案)

- 議案第6号 杉並区人事行政の運営等の状況の公表に関する条例
- 議案第7号 杉並区職員定数条例の一部を改正する条例
- 議案第8号 杉並区立済美教育研究所設置条例の一部を改正する条例
- 議案第9号 杉並区職員の給与に関する条例の一部を改正する条例
- 議案第10号 杉並区文化財保護条例の一部を改正する条例
- 議案第11号 杉並区情報公開条例の一部を改正する条例
- 議案第12号 杉並区個人情報保護条例の一部を改正する条例
- 議案第13号 平成16年度杉並区一般会計補正予算(第三号)
- 議案第14号 平成17年度杉並区一般会計予算

目 次

会議録署名委員の指名について	3
議案審議	
議案第6号 杉並区人事行政の運営等の状況の公表に関する 条例	3
議案第7号 杉並区職員定数条例の一部を改正する条例	3
議案第8号 杉並区立済美教育研究所設置条例の一部を改正 する条例	5
議案第9号 杉並区職員の給与に関する条例の一部を改正す る条例	6
議案第10号 杉並区文化財保護条例の一部を改正する条例	6
議案第11号 杉並区情報公開条例の一部を改正する条例	7
議案第12号 杉並区個人情報保護条例の一部を改正する条例	7
議案第13号 平成16年度杉並区一般会計補正予算(第三号)	10
議案第14号 平成17年度杉並区一般会計予算	10

委員長 皆さん、おはようございます。ただいまから、第1回教育委員会臨時会を開催いたします。本日の議事録の署名委員は、安本委員にお願いいたします。

議事日程は、ご案内しましたとおり議案が9件になっております。すべての議案が、平成17年第1回区議会定例会の提出予定議案であり、「地方教育行政の組織及び運営に関する法律第29条」に基づきまして、区長からの意見聴取案件となっております。したがって、同法律の第13条により、本日の会議を非公開にしたいと思っております。いかがでしょうか。

(異議なし)

委員長 異議がないようですので、本日の会議は非公開といたします。それでは議案の審議に入ります。日程第1、議案第6号「杉並区人事行政の運営等の状況の公表に関する条例」を上程し審議いたします。庶務課長、よろしく申し上げます。

庶務課長 議案第6号「杉並区人事行政の運営等の状況の公表に関する条例」について説明いたします。条例制定の理由は、地方公務員法の改正に伴いまして、人事行政の運営等の状況の公表に関し、必要な事項を定める必要があるためです。制定の内容については次のページですが、第1条は、この条例の趣旨を定めるものです。第2条は、任命権者の報告です。任命権者は、毎年10月末日までに、区長に対し、前年度における人事行政の運営の状況を報告しなければならないこととしております。第3条は、任命権者の報告事項です。1号から7号まで具体的に報告事項を規定し、8号を「その他区長が必要と認める事項」としております。

次のページです。第4条は、特別区人事委員会の報告です。特別区人事委員会の前年度における業務の状況に関する報告時期及び報告事項については、特別区人事・厚生事務組合条例の定めるところによることとしております。第5条は公表の時期です。区長は、任命権者による報告、特別区人事委員会による報告を受けたときは、毎年12月末日までに、任命権者による報告を取りまとめ、その概要及び特別区人事委員会の報告を公表しなければならないこととしております。第6条は公表の方法です。インターネットの利用、区長が指定する場所における閲覧、区政資料室、図書館等を想定しています。区役所の門前掲示板への掲示、その他区長が適当と認める方法により公表するものとしております。第7条は委任の規定です。条例の実施時期は、平成17年4月1日からということです。以上です。

委員長 では、ご質問、ご意見等ありましたらお願いいたします。特にありませんか。議案第6号は原案どおり可決してよろしいでしょうか。

(異議なし)

委員長 では、原案どおり可決いたします。次に、日程第2、議案第7号「杉並区職員定数条例の一部を改正する条例」を上程し、審議いたします。同じく、庶務課長、よろしく申し上げます。

庶務課長 議案第7号「杉並区職員定数条例の一部を改正する条例」について説明いたします。改正の理由ですが、職員の定数を定める必要があるためです。内容については3枚目の新旧対照表をご覧ください。第4条ですが、区長の事務部局の職員を3,461人から3,383人に、78人の減員です。それから、教育委員会事務部局は、学校、幼稚園の職員を、788人から746人に、42人の減員です。農業委員会の事務局は、6人から5人で、1人の減員。全体としては、4,295人から4,174人に、121人を減員するものです。実施の時期は平成17年4月1日となっております。以上です。

委員長 では、ただいまのご説明に対して、ご質問やご意見がありましたらお願いします。

大蔵委員 教育委員会の部分については、どこを減らすのですか。

庶務課長 減のほうは、組み替えがありますので実質ということになりますが、学校運営課で1名、それから、営繕課への移管等、内部の調整で施設課がなくなりますので、これで18名。それから、社会教育スポーツ課で1名、中央図書館で10名。そのほか学校の警備、調理、学童養護、これらで17名ということで、34名。これに加えて、教育委員会全体として条例定数と現員との間に差がありまして、その8名分を加えて減員するという。この8名については、どこの課というのはありませんが、合わせて42名ということになります。いま減員の所だけ申し上げましたが、ほかに庶務課や学務課のほうで増がありますから、差し引き34名と8名の、42名ということになります。

大蔵委員 全体の中で、定年で辞めた方の分を補充しないということで調整した人は、どのぐらいいるのですか。

庶務課長 いま退職不補充という形で進めているのは、学校の警備、調理等であり、こちらについては17名ということで予定しています。

大蔵委員 図書館で10人と言いましたが、図書館の人員を減らせば、パートタイマーだとか、そういう人を入れないと足りないのではないですか。

中央図書館次長 この4月から、成田図書館を業務委託する形になりましたので、その部分が10名ほど減るということです。なお、通年開館を実施するということがありますので、他の図書館を含めまして、その部分で嘱託員等を採用するという感じです。

委員長 ほかにありますか。いろいろやり方でしょうけど、教育委員会もいろいろプロジェクトを抱えているから、事業の拡大というのがあって、人の面では減っていて、これだけの数字を見ると矛盾している所はあるわけですね。その辺の説明がつくものにしなければいけないと思います。全体の組織図が出ているわけではないから、いちいち答えられないでしょうけれども。

庶務課長 先ほど申し上げたように、例えば、師範塾とか済研の充実といった形で、人員体制も含

めて充実する部分があります。そういった所については、庶務課のほうでは7名増、学務課についても、学校運営課の学校保健係と、学務課の給食係、併せて保健給食係になります。そういったことで、学校運営課からの人員移管といったようなことで、新しくする事業の部分を含めて、増員の分は増員をし、教育委員会全体の中で、削減できる所は削減するという形で、こういった人員配置をしています。

宮坂委員 ちょっと確認ですが、師範塾への職員とかそういうものの増員を含めて、差し引きでこれだけの人数になるということですか。師範塾はもう検討されているわけですね。

庶務課長 この定数条例で、現在定めている所というのは、そういった人数で調整して、数字を定めて条例化するものです。実際の配置については、これから定数を踏まえて配置ということになります。

委員長 ほかにありませんか。では、原案どおり可決して異議ありませんか。

(異議なし)

委員長 では、異議がないようですので議案は可決いたします。次に、日程第3、議案第8号「杉並区立済美教育研究所設置条例の一部を改正する条例」を上程し、審議いたします。庶務課長、お願いします。

庶務課長 議案第8号「杉並区立済美教育研究所設置条例の一部を改正する条例」について説明いたします。改正の理由ですが、済美教育研究所を学校の支援等総合的かつ計画的に行う組織として再編するためです。改正の内容は、3枚目の新旧対照表ですが、第1条は、杉並区立済美教育研究所を杉並区立済美教育センターと名称を改めるものです。第2条は、これまで実施してきた事業に加えて、区が設置する学校の経営支援に関する業務、教職員の能力開発に関すること等を加えるものです。条例の施行は平成17年4月1日です。以上です。

委員長 では、ご質問やご意見がありましたらお願いします。

大蔵委員 これは、区の条例として定め、区長の指揮下にあるが、日常業務は教育委員会の指令に従うということですか。

庶務課長 公の施設という形で条例に基づき設置していますから、これは条例案件として区長部局からお出しいただくということですか。運営については、教育機関でありますから教育委員会で運営するということになります。

大蔵委員 そうすると、済美教育センターの人事は教育委員会の名のもとに出るのですか。それとも、区長から直接出るのですか。

庶務課長 教育委員会が任命権者ということで、教育委員会で発令していきます。

委員長 ほかにありませんか。議案第8号は原案どおり可決してよろしいでしょうか。

(異議なし)

委員長 異議がないので原案どおり可決いたします。日程第4、議案第9号「杉並区職員の給与に関する条例の一部を改正する条例」を上程し、審議いたします。庶務課長、お願いします。

庶務課長 議案第9号「杉並区職員の給与に関する条例の一部を改正する条例」について説明いたします。改正の理由ですが、行政職給料表(2)を改正する必要があるためです。改正の内容ですが、現行の給与表1級職・2級職を新1級職、3級職を新2級職として技能主任、4級職を新3級職として技能長、その上に新4級職ということで統括技能長とする職級構成の改正に伴い、2枚目の裏面に記載してある表のとおり給与表の改定を行うものです。平成17年4月1日からの施行です。以上です。

委員長 では、ご質問やご意見がありましたらお願いします。特にありませんか。議案第9号は原案どおり可決して異議ありませんか。

(異議なし)

委員長 異議がないようですので原案どおり可決いたします。次に日程第5、議案第10号「杉並区文化財保護条例の一部を改正する条例」を上程し、審議いたします。庶務課長、お願いします。

庶務課長 議案第10号「杉並区文化財保護条例の一部を改正する条例」について説明いたします。改正の理由ですが、区の無形民俗文化財の定義を変更すること等の必要があるためです。改正内容は3枚目の新旧対照表です。改正の第1点は、第1条「目的」ですが、文化財保護法の改正に伴い引用している条項を第98条第2項から第182条第2項に改めるものです。改正の2点目は、第2条「定義」ですが、裏面にまいます。無形民俗文化財に民俗技術を加え、農具の製作と、地域において伝承されてきた生活や生産に関する用具・用品等の製作技術を保護の対象とするものです。施行期日は平成17年4月1日です。以上です。

委員長 では、ご質問やご意見がありましたらお願いします。

大蔵委員 民俗技術って何ですか。

社会教育スポーツ課長 民俗技術というのは、それぞれの地域において伝承されてきた生活や生産に関する用具・用品等ということで、その製作の技術です。例示としては、国のほうでは、例えば鍛冶とか船大工、杉並でいうと、農具等の生産技術、こういったものが当たるといふふうに想定しております。

委員長 文化財保護法の関係について、異議ありませんか。議案第10号は原案どおり可決して異議ありませんか。

(異議なし)

委員長 異議がないようですので、議案第10号は原案どおり可決いたします。日程第6、議案第11

号「杉並区情報公開条例の一部を改正する条例」を上程し、審議いたします。庶務課長、お願いします。

庶務課長 議案第 11 号「杉並区情報公開条例の一部を改正する条例」について説明いたします。改正の理由ですが、公の施設の指定管理者の情報公開に関する規定を設ける等の必要があるためです。新旧対照表の 2 ページから 3 ページ、改正の第 1 点ですが、独立行政法人等及び地方独立行政法人の情報、これらの役員、職員に関する職務執行に関する情報については、国及び地方公共団体に準じて、原則公開とするものです。次に 4 ページの改正の 2 点目ですが、指定管理者に対し、情報公開のための必要な措置を講ずるよう努力義務を課すとともに、実施機関は、指定管理者に対し、必要な措置を指導することとしております。施行日は平成 17 年 4 月 1 日です。以上です。

委員長 では、ご質問やご意見がありましたらお願いします。よろしいですか。では、議案第 11 号は原案どおり可決して異議ありませんでしょうか。

(異議なし)

委員長 異議がないようですので原案どおり可決いたします。次に日程第 7、議案第 12 号「杉並区個人情報保護条例の一部を改正する条例」を上程し審議いたします。庶務課長、お願いします。

庶務課長 議案第 12 号「杉並区個人情報保護条例の一部を改正する条例」について説明いたします。改正の理由ですが、指定管理者及び民間部門の個人情報保護に関する規定を設ける等の必要があるためです。それでは、改正の内容について説明いたします。まず、新旧対照表の 2 ページの第 12 条ですが、指定管理者の個人情報保護についてということで、実施機関は、指定管理者に公の施設の管理を行わせるときは、区民の個人情報を保護するため必要な措置を講じなければならないこと、また、管理の内容及び条件について審議会の意見を聞くこと、指定管理者は個人情報の適切な管理について必要な措置を講じなければならないこと、その業務に関して知り得た個人情報の内容をみだりに他人に知らせ、または不当な目的には利用してはならないこと等を定めております。

次に 3 ページの第 15 条ですが、外部提供を受ける者に対する措置要求についての定めです。実施機関は、外部提供をするときは、外部提供を受ける者に対し、外部提供に関する個人情報について、必要な制限を付し、または個人情報の適切な管理のため必要な措置を講ずることを求めることと定めております。

それから、4 ページから 22 ページにかけて、自己情報の開示、訂正、消去及び利用中止の各請求について定めております。概要を説明します。まず、閲覧等の請求を開示の請求と総称するというので、改正後の第 18 条第 1 項等に規定してあります。次に、代理人による開示等の各

請求ができるようにすること。同じくこれが、第 18 条の 2 項、3 項で規定してあります。それから、開示等の各請求に理由があると認めるときは、開示等を義務づけることということで、これは改正後の第 18 条の 2 で定めております。非開示情報として、開示請求者以外の個人情報、法人等の事業活動情報及び法定代理人による開示請求がなされた場合における本人との利益相反情報を追加するという改正をしております。なお、独立行政法人等に関する情報及びこれらの役員等の職務執行に関する情報については開示することということで定めております。それから、第 18 条の 3 として、部分開示の要件として分離容易性を加えるというふうに改正しております。第 18 条の 4 は、裁量的開示ができることになっております。

第 22 条の第 2 項は、開示等の各請求に形式上の不備がある場合、補正を求めるとともに、補正の参考となる情報を提供するように努めることを定めております。それから、第 23 条の 2 は、開示請求に係る自己情報が著しく大量である場合等、その決定期限の特例を設けて運用することと定めております。それから、第 23 条の 3 は、開示請求に係る自己情報に第三者の情報が含まれている場合は、第三者に意見書の提出の機会を与えること。また、第三者の意思に反して開示するときは、開示決定日と開示実施日との間に、最低 2 週間を置くといったことを定めております。それから、第 24 条の 2 ですが、自己情報の開示は記録媒体の種類において適切な方法で行うと定めております。この項が最後になりますが、第 24 条の 3 では、開示等の各請求をしようとする者に対しては、管理個人情報の特定に資する情報の提供等を行うことを定めております。

次に 22 ページ後段から 25 ページにかけまして、救済の手続きについて定めております。第 24 条の 4 は、実施機関は、実施機関における個人情報の取扱いに関する苦情の適切かつ迅速な処理に努めること。第 25 条は、不服申立てがあった場合においても、非開示決定等を取り消し、全部を開示する場合等については、杉並区情報公開個人情報保護審査会に諮問する必要がないこと。第 25 条の 2 は、審査会に諮問したときは、諮問した旨を不服申立人等に通知する。第 25 条の 3 では、第三者からの不服申立てを棄却する場合等については、不服申立てに対する決定日と開示実施日との間に、最低 2 週間を置くというふうに定めております。

25 ページ後段から 27 ページ全体にかけては、民間部門の個人情報の保護についての定めを置いております。第 25 条の 4 ですが、区長は、個人情報の適正な取扱いを確保するため、区内の事業者及び区民に対する支援に必要な措置を講ずるよう努めること。それから、第 25 条の 5 では、区長は、個人情報の取扱いに関し、事業者と本人との間に生じた苦情が適切かつ迅速に処理されるよう、苦情の処理のあっせん等必要な措置を講ずるよう努めること。第 25 条の 7 は、出資法人等は、個人情報の適切な取扱いを確保するため、必要な措置を講ずるよう努めること。また、実施機関は、出資法人等に対し、必要な指導を行うものとすることを定めております。

28 ページの第 29 条では、区長は、個人情報の保護に関する施策を講ずるにつき、国又は他の地方公共団体等と協力するものというのを定めております。実施の時期は、平成 17 年 4 月 1 日になっております。

なお、新旧対照表の 30 ページに、「杉並区立保育所条例の一部改正」ということで、杉並区の場合、指定管理者を高井戸保育園ですでに実施しておりますが、そちらの個別の保育条例のほうに、この今回の部分、一般法としてまだ規定がなかった段階で、個別法として入れておりましたが、この個人情報の条例改正に伴い、一般の条例が整備されたということで、この保育条例の個別法の規定は削除するというので併せて改正を行っております。以上です。

委員長 では、ご質問やご意見がありましたらお願いします。

大蔵委員 多くの所で「閲覧」が「開示」になっているのですが、「閲覧」と「開示」ってどれくらい違うのですか。

庶務課長 これは、これまで閲覧等写しの交付ということをして「閲覧等」と言っていたのですが、それを全部「開示」とするということで総称する形に改めたということです。

大蔵委員 それでは、写しは請求すれば自動的にもらえるということですか。

庶務課長 公開できるものということでお出しするということになります。

大蔵委員 それは有料ですか。

庶務課長 無料です。こちらについては、今回整備され、電子媒体等がありますから、その交付の方法についてもこの条例の中で定めをしてあります。いまの手数料の関係ですが、27 ページの第 26 条第 1 項で、自己情報の開示、訂正、消去、利用中止に係る手数料は無料ということで、自己情報の写しの交付等に要する費用は、開示請求者の負担になります。大変申し訳ないのですが訂正させていただきます。

大蔵委員 参考までに伺いますが、政府だったら、こういう法律は当然のこと、条例でも、大体法制局にかかるのですが、杉並区はこの条例などは、どこが条文を作成するのですか。

庶務課長 政策経営部に法規担当がありまして、そこで策定して、条例審議にかけて、条例案を決めていくということになります。

大蔵委員 そういうときに、東京都とかそういう所と相談するのですか。

庶務課長 区の条例ですから、特に相談するということはありません。区として決めていくということです。

委員長 ほかにありませんか。議案第 12 号は原案のとおり可決して異議ありませんか。

(異議なし)

委員長 異議がないようですので原案とおり可決いたします。次に日程第 8、議案第 13 号「平成 16

年度杉並区一般会計補正予算(第3号)」を上程し、審議いたします。庶務課長、ご説明をお願いします。

庶務課長 議案第13号「平成16年度杉並区一般会計補正予算(第3号)」について説明いたします。

平成16年度一般会計補正予算概要(第3号)の1ページ、今回の補正ですが、荻窪小学校の移転用地を取得するために、その経費を計上するものです。補正額は2億7,800万円です。取得の内容ですが、すでに取得している移転用地東側の国有地を取得するということで、面積は約2,000平米です。2ページです。一般会計の歳入歳出予算、教育費ということで、財源はすべて一般財源で行うということです。これは、国との売買契約に当たりまして、2分の1の減額措置が認められたために、補助金の対象とならないということで、起債も行わないということで、このような財源措置を行ったということです。以上です。

委員長 では、ご質問やご意見がありましたらお願いします。

安本委員 これでもう土地の広さというか、移転に必要と思われる土地は全部取得できたということですか。2度ぐらい聞いていると思うのですが。

施設課長 現在は、約9,000平米ほど取得しております。今回の面積約2,000平米ですが、これが買えないと校地としてグラウンドが適正に成形な形にならないということで、これが買収では最後になります。この契約が終わりましたら、次年度、基本設計に向けて、改築の検討協議会を設けて進めていくというようなスケジュールになっております。

委員長 全体のスケジュールがおわかりでしたら、もう少し詳しく教えてください。

施設課長 今後の予定ですが、来年度は改築検討協議会を設けて、基本の設計に当たります。平成18年度、基本設計を基に、設計事務所を交えて具体的な実施設計を行い、今回の場所等につきましては、遺跡等の調査等はございませんので、概ね2年を建設のスケジュールとして載せていますので、平成19、20年度を建設の予定としています。ですから、今後4年間かけて進めていきたいと考えています。

委員長 よろしいですか。ほかにございませんか。では、議案13号の可決に異議はございませんか。

(異議なし)

委員長 それでは、異議がございませんので原案どおり可決いたします。

最後に、議案第14号「平成17年度杉並区一般会計予算」を上程し、審議いたします。庶務課長、よろしくをお願いします。

庶務課長 議案第14号「平成17年度杉並区一般会計予算」について説明します。平成17年度一般会計当初予算概要1ページ、平成17年度の当初予算の規模ですが、一般会計の総額は、下のグレーの所の合計欄ですが、1,285億1,500万円ということで、前年比91.95%ということになってい

ます。減の主な理由は、公債費の減ということになっています。教育費ですが、上段の所に同じ表示をしています。合計が108億7,013万9,000円ということで、前年比が107.66%、構成比では8.46%になっています。(仮称)杉並師範塾、学校の緑化推進、あるいは教育活動の推進といった新規事業等の事業費の増、荻窪小学校の移転改築、あるいは高井戸小、方南小の投資的経費の増によるものです。

2ページの「平成17年度予算案の特徴」ですが、平成17年度は、実施計画における計画事業は、確実に予算計上する。最大限の収入確保を図る。新規事業は、既定事業のスクラップ・アンド・ビルドにより、その財源を確保する。4点目として、「第三次行財政改革実施プラン」の計画項目は、確実に予算に反映させる。職員定数については、定数削減目標の達成に努めるといった5項目を掲げております。

職員定数の関係ですが、教育委員会の行財政改革についての効果額ということで、本年の見込みですが、1億3,800万5,000円を見込んでいます。行政効果の期待される項目の中身につきましては、主な内容ということで、図書館運営のあり方の見直し、あるいは学校警備、学童擁護、学校給食調理ということです。

6番目は、インセンティブ経費ということで、前年度の行財政改革の効果額の還元として配当されるもので、原則として、単年度経費として使用するものですが、行財政改革の趣旨にかんがみ、学校教育の充実等を中心に使用することとしました。中身については、記載のとおりとなっています。1,044万3,000円ということで配当を受けているものです。

3ページから4ページにかけて、教育費を事業別に記載しています。予算額、特定財源、一般財源、前年当初予算額と増減ということで記載しています。新規・臨時事業、投資事業、主な既定事業は、後ほど9ページから21ページに掲げてありますので、そちらのほうで主なものを説明します。増減の中で減となっているものは、概ね事業の実績に基づくものということですが、3ページの中段辺りに「学校教育施設安全対策」とありますが、これにつきまして備考欄に記載してありますが、事業完了によって減になったということです。

5ページの平成17年度の歳入当初予算の教育費の歳入の部分ですが、記載のとおり項目について予算を計上して、合計として16億5,839万1,000円ということで、前年比112%の増です。施設整備への基金からの繰入金等の増ということで、こういった増額の結果となっています。その下の表が、「平成17年度繰入金・起債等充当一覧」です。記載の事業に対し、右が記載のとおり特定財源を充当しているということです。この表の中で、国・都支出金が7,097万4,000円ということで、上段の表の国・都支出金の合計と合いませんが、こちらのほうは投資的な部分ということで、上段のほうの表には、就学援助等経常的な事業についての補助金と、国・都

の支出金等が含まれているということで、ご理解をいただければと存じます。

6 ページ、「平成 17 年度債務負担行為の状況」について、表を作成しています。高井戸小学校、方南小学校、方南小学校ということで、それぞれ3点記載してあります。それぞれカッコ書きの項目につきまして、債務負担ということで期間、限度額を定めているものです。

7 ページ、「平成 17 年度基金の状況」ですが、合計額を下の段の右側に記載しています。平成 16 年度末で、355 億 4,737 万 9,000 円から、施設整備基金、財政調整基金、減債基金等の取崩しによりまして、平成 17 年度末には、303 億 3,085 万 1,000 円になると減額を見込んでいるものです。

8 ページ、「平成 17 年度財政計画」です。予算を策定する前に財政の計画を策定し、これに基づいて、予算を策定するというものですが、前年に比しまして、歳入のほうでは、特別区財政調整交付金の増、特別区債の圧縮等を行っております。歳出面では、公債費、投資事業の削減ということで、記載のような表になっています。歳出額の合計額の上の所に、財源保留額ということで、8 億 2,160 万 6,000 円の金額を記載しています。この財政計画の数字、総額からこの金額を差し引いたものが、先ほど申しました当初予算の規模、合計額となります。

9 ページから 21 ページにかけては、教育費に係る事業につきまして新規・臨時事業、投資事業、主な既定事業について掲載しています。簡単に主なものを説明します。まず 9 ページ「新規・臨時事業」ですが、「学校適正配置」、具体的には、学校適正配置計画第三者委員会といったような経費で、252 万円計上しています。2 点目ですが、(仮称)「杉並師範塾」ということで、開設準備経費 1,000 万円を計上しています。

10 ページから 12 ページにかけては、投資事業を記載しています。新規に「学校緑化推進」ということで、記載の事業等、予算を計上しています。10 ページで、「荻窪小学校移転改築」の経費。12 ページで、「図書館建設」の適用の 2 つ目のマルですが、(仮称)西荻地域図書館設計費ということで計上しています。同じく、「下高井戸運動場改修」で、人工芝の改修をするということで、記載のとおり金額を計上しているものです。教育費の合計の投資事業としては、20 億 8,307 万 5,000 円となります。

13 ページ以降には、主な既定事業について記載しています。まず 13 ページ、「教育計画推進」という項ですが、教育立区の実現、基本条例の検討、新アクションプランの策定、地域運営学校の開設経費ということで計上しています。2 つ下の「障害児教育」ですが、特別支援教育の推進、情緒障害学級の新設といった経費が入ってきています。

14 ページの「済美教育研究所運営管理」ですが、教育相談でスクールカウンセラーの拡充を掲げてあります。

15 ページの「教育活動の推進」で、幼小連携・小中一貫教育、中学生レスキュー隊活動、キャリアスタートウィーク、学力向上対策ということで、未来を拓く子ども事業という形で括って、計上しています。なお、この項は、先ほどの対比表で見ますと、非常に大きな金額増となっておりますが、いまの幼小連携・小中一貫教育の2つ上の所に、「フレッシュ補助教員制度」があります。これまで、国の緊急雇用対策で措置していましたが、今年度からは1年通期のものになる形で、区の予算でやるということで、その部分の経費で6,000万円弱だと思うのですが、これも計上されていることで大きな金額増となっております。下から2つ目の「情報教育の推進」の2つ目のマルですが、学校ITの推進ということで、教育一人1台パソコン配備のモデル実施ということで2校が実施していく、その経費を計上しています。

17 ページの「幼稚園就園事務」の3つ目のマルになりますが、幼小連携教育モデル実施1所のパート補助員の経費ということで計上しています。

18 ページ、「生涯学習の推進」の項のいちばん下のマルですが、パソコン相談コーナーということで、区民センター等8施設に設けていくということで、予算を計上しています。次に「学校の支援」では、学校サポーター事業ということで、学校教育コーディネーターを新規3名、学校サポーターを延べ1万3,100名として、拡充を図っています。

20 ページの「図書館運営管理」で、(仮称)方南図書館の開設・運営委託といった経費を計上しています。「図書館維持管理」ですが、新図書館システムの開発、和田区民集会所図書貸出コーナー整備といったことで計上しています。「社会体育振興」は、最後の項になりますが、スポーツ振興計画の策定といったことで計上しています。主な既定事業の中の主要なものということで説明をしました。以上で説明を終わります。

委員長 ではご質問、ご意見等ございますか。

大蔵委員 9ページの「学校適正配置」の252万円、これは第三者委員会と書いてありますが、これは委員の手当ですか、何ですか。

学校適正配置担当課長 ご指摘のとおりです。第三者委員会の運営経費で、主に委員報酬の費用です。

大蔵委員 ここと直接関係はないのですが、この間、神明中学校から教育委員の皆さんに送って来たものの中に、建替えができるということが書いてあるのです。たぶん、担当の吉田課長の所とは見解が違うと思いますが、適当な機会に、神明中学校側が言っている建替えができるということとどれくらい違うかということのご説明を、どこかでしてください。お願いします。

学校適正配置担当課長 来週また中学校に行って、保護者の会と協議をする場を設定しております。そのときに区側の見解を改めて述べたいと考えています。また、いずれかの機会に、皆様方にご

説明したいと考えています。

大蔵委員 もう1つは13ページです。「教育計画推進」で2,000万円ちょっと上がっていますが、この中で、教育立区の実現、基本条例の検討、新アクションプランの策定、地域運営学校の開設、その下に教育広報、教育ISOの推進というのがありますが、具体的にはどの部分が、2,000万円がかかる部分なのですか。

庶務課長 この事業では、教育広報の部分がいちばん経費的にはかかっています。計画推進の新規のほうで申し上げますと、教育立区、基本条例のほうで大体107万余、アクションプランは、事業費ということで少し計上しています。地域運営学校の開設のほうでは、608万円ということで、委員の謝礼や事務費等を予定しているものです。

大蔵委員 そうしますと、残りの1,000万円以上が、教育広報とISOにかかるわけですか。

庶務課長 そうということです。

大蔵委員 教育報というものが出ていますね。

庶務課長 はい。

大蔵委員 教育広報というのは、何ですか。別に何かを出すのですか、それとも具体的な新聞のようなものではなく、一般にかかるという意味ですか。

庶務課長 それは、通常のこれまでの事業で、教育報は年4回発行しています。ほかのものとしては、「杉並区の教育」ということで発行しています。そういったものと、あと編集等の費用と、それからホームページの管理委託といった部分で、計上しているものです。ISOにつきましては、ISOの認証経費と併せてキッズISOの部分の経費です。

大蔵委員 それはそんなに大きくないと思いますが、教育広報と書いてある部分は、従来からの用途とほぼ同じですか。

庶務課長 同じです。杉並区の教育報で、大体ちょっと3万1,000部ですので、従来と同じような形で300万から400万ぐらいの金額だと思います。

大蔵委員 それぞれ括ってある中の例えば13ページの「教育委員会運営」、「教育計画推進」、「教育改革発信」、その括ってある部分の中では、流用が効くのですか。

庶務課長 この事業の中での流用は効きます。ただ、財政当局との協議ということはありません。

委員長 ほかの方はどうですか。

安本委員 15ページの「教育活動推進」の中の幼小連携・小中一貫教育についてですが、これはどのぐらいの比率というか割合で、予算はくるのでしょうか。

指導室長 小中一貫教育につきましては、時間講師が週16時間の3人、英語教育に関わるNEAの報償費、これがかなりの部分を占めています。幼小連携のほうは、モデル実施ということで研究

推進という中での講師等の報酬費等々ですので、割合からいきますと、小中一貫のほうがはるかに、大半を占めているとご理解いただければありがたいと思います。

安本委員 3人ということは、1校に1人ずつ配置ということですね。

指導室長 そのように予定しています。

委員長 全体的なことですが、厳しい財政事情の中で、教育というものを重視した政策をやっていくということが打ち出されているわけですが、それに対して全体の構成比で 8.46%で、ちょっと少ないのではないかと思うのですが、その辺は議論をどうしようようにしたのですか。

庶務課長 前年が構成比 7.23%ということで、構成比としては、非常に伸びています。いずれにしても、先ほど説明した新規事業あるいは拡充事業等で、教育委員会がこれまで進めてきたものというのは、ほとんど予算化されているわけですから、私どもとしては十分に事業執行ができる予算として、確保されてきたと思っています。

委員長 私の記憶していた数値が、一般財源の中の何パーセントというので、自分で算術をずっとしていたわけです。今から7、8年前から経年的に。そうすると、かなりどんどん減ってきているわけです。一般財源で割っていくと、昔は15~16%あったのですが、どんどん減ってきている。そういう意味でのパーセントというイメージがありましたから、ちょっとこれと照らし合わせて。だからいろいろな財源がここに入り込んでいるから、これとちょっと私の母数とは違うのかもしれないですね。いろいろな計算の仕方があるわけですからね。

庶務課長 委員長がおっしゃるとおりで、「杉並区の教育」を出すときには、これに職員費の中の教育委員会分の人件費を加えて、10何%などと表示していますから、そういった比較もありますが、いずれにしても事業経費としての構成比は、先ほど言ったとおりで、今回は非常に伸びているという結果になっています。

事務局次長 そこを誤解されると困るのですが、職員人件費の部分を教育費の中に入れて公表すると、上がってしまうのです。それは、実際に事業で使うということよりも、人件費で上がってしまう部分がありますので、職員人件費は別立てで組むことになっています。

委員長 その意味も持たれている「杉並区の教育」、私が追っているのが、その数値なんですね。

庶務課長 今回はまだいただいているのですが、平成16年度予算でいきますと、人件費を含めると、12.8%ということになります。

委員長 それから、吉田課長の所ですが、耐震の状況というか、耐震補強工事の進捗と申しますが、これは小中学校ともに全部減額になっていますが、大丈夫ですか。

施設課長 耐震の補強工事は、来年度で全部終了する予定ですので、事業量としてはもう縮小段階になっています。ただ、それでも来年度で、校舎全体の67校のうち8割は耐震補強できましたが、

残りの2割は、もう改築をしなければならない。その中には老朽校で診断もしていない所もあるのですが、いまの耐震の状況はそういったところで、これからは補強から改築に移ってくる時期です。

委員長 それでは、よろいですか。議案第14号は原案どおり可決して異議ありませんか。

(異議なし)

委員長 それでは、議案第14号は、原案どおり可決いたします。

これで予定された日程は、すべて終了しました。事務局から何かございますか。

庶務課長 次回日程につきましては、前回申し上げたとおり、2月9日ということでよろしく願いします。

委員長 では、これで本日の教育委員会は終了します。どうもありがとうございました。